

徳島県 学校における アレルギー疾患対応 ハンドブック —HANDBOOK—

- 1 学校におけるアレルギー疾患対応の基本方針
- 2 学校がとるべき対応について
- 3 学校における対応の流れ
- 4 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）徳島県版について
- 5 学校におけるアレルギー対応委員会の設置
- 6 教職員等の共通理解・校内研修
- 7 事故（緊急対応事案）及びヒヤリハット事例の情報共有
- 8 緊急時処方薬の取扱い
- 9 緊急時の対応

はじめに

平成19年4月に文部科学省が発表した「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」では、アレルギー疾患はまれな疾患ではなく、学校においてもアレルギー疾患の子供たちがいるという前提に立った取組が必要であるとの認識が示され、学校におけるアレルギー対応は、重要な課題の一つとなっています。そして、学校においては「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（平成20年3月日本学校保健会）」「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月）」に基づいてアレルギー疾患に対する取組がすすめられているところです。

そこで、徳島県教育委員会では、全ての教職員がアレルギー疾患及び緊急時の対応について、正しい知識及び理解のもと、学校全体で組織的に対応できるよう、学校におけるアレルギー疾患対応方針を定め、「徳島県 学校におけるアレルギー疾患対応ハンドブック」をまとめました。

本冊子を活用いただき、すべての児童生徒が安全に学校生活を送ることができるよう、学校の危機管理の一つとして、さらなる環境及び体制の整備、取組の推進をお願いします。

平成29年2月

徳島県教育委員会体育学校安全課

1

学校におけるアレルギー疾患対応の基本方針

学校におけるアレルギー疾患対応の基本方針

学校におけるアレルギー疾患の対応については、**児童生徒の安全を最優先する**

アレルギー疾患対応委員会等により**組織的に対応する**

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に則り、**医師の診断（学校生活管理指導表）に基づいて対応する**

学校等の規模や環境等、**実情に合った対応を行う**

学校給食においては、「学校給食における食物アレルギー対応指針」に則り、安全性確保のため、**原因食物の完全除去対応を原則とする**

文部科学省・日本学校保健会

「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン要約版」より

学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱

1 アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- ・「ガイドライン」特に「学校生活管理指導表（医師の診断）」活用の徹底

2 日常の取組と事故予防

- ・学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた日常の取組

3 緊急時の対応

- ・研修会、訓練等の実施、体制の整備

2

学校がとるべき対応について

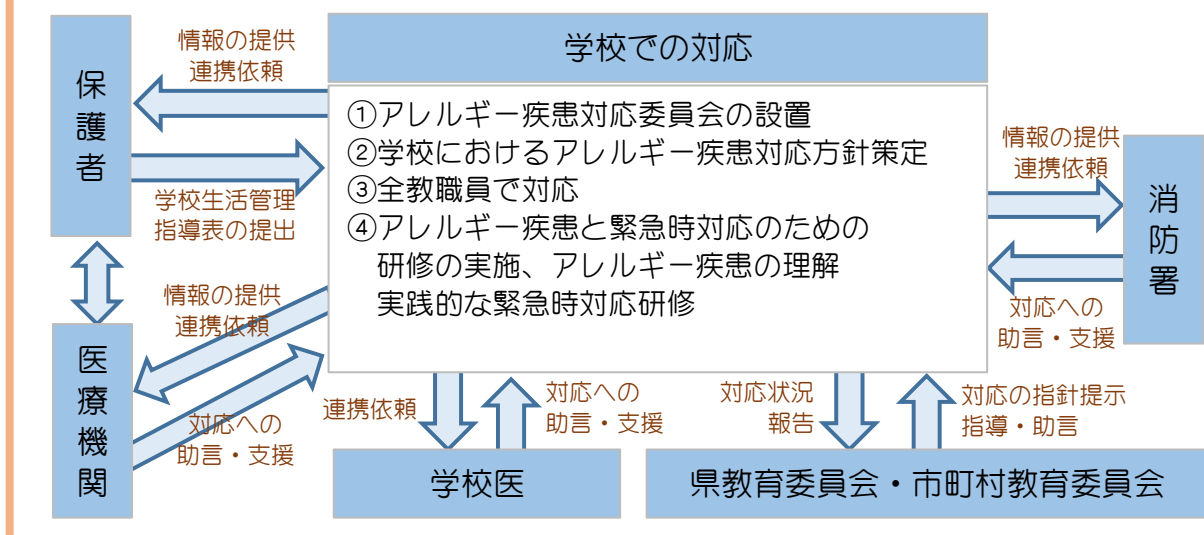
アレルギー疾患対応に関する基本方針の策定

アレルギー疾患を有する児童生徒が、安全に安心して学校生活を送ることが大切です。学校の規模や環境等に応じて対応することが必要です。そのために、県教育委員会、市町村教育委員会等の方針に基づき、学校が基本方針を策定することが重要です。

学校全体で組織的に取り組む

学校におけるアレルギー疾患対応は、組織的に検討し、取り組む必要があります。そのためにアレルギー疾患対応委員会等を組織し、それぞれの委員が職種に応じた役割を担い、日常の取組及び事故防止、緊急時の対応等を行います。

校内アレルギー疾患対応の体制（例）



ポイント

新年度に向けての準備・計画と年度始めの対応が大切！

学校全体で組織的に対応するためには、事前準備及び計画が大切です。

- 情報の収集
- アレルギー疾患を有する児童生徒の把握と情報整理
- 個別の取組プランの作成・新入生への対応
- 対応委員会等の組織の整備
- 教職員への周知方法
- 緊急時対応等の研修計画

※新年度は新入生への速やかな対応も必要です。

教職員で情報共有し対応できるよう、早期に研修機会を設定することが大切です。

3

学校における対応の流れ

アレルギー疾患のある児童生徒を把握

就学時健康診断や入学説明会等を活用し、学校における配慮や管理が必要な児童生徒を把握するとともに、アレルギー疾患対応について説明する。

「学校生活管理指導表」の配布・提出依頼

学校における配慮や管理が必要な児童生徒の保護者に対して、学校生活管理指導表の提出を求める。

主治医等が記入し、保護者が学校へ提出する。

情報の共有

校内アレルギー疾患対応委員会等で面談対象者、聴取内容等を検討する。
学校の状況や対応について確認する。

保護者（児童生徒）との面談

状況や要望等を詳しく聴取する。
学校の状況等を説明し、対応について話し合う。

校内アレルギー疾患対応委員会等において関係職員で協議

校内アレルギー疾患対応委員会等で面談の結果及び学校生活管理指導表に基づく取組プランを検討する。

個別の取組プランの決定と情報の共有

校内アレルギー疾患対応委員会等で個別の取組プランの決定、全教職員に周知・共有する。
保護者へ内容の確認・説明を行う。

対応開始

関係職員等は具体的な対応の整理、周知徹底を図る。
全教職員が緊急時対応ができるようにする。

評価・見直し・個別指導

定期的に対応の評価と見直し、必要に応じて保護者・児童生徒への面談を行う。
(学校生活管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。)
全ての事故（緊急対応事案）及びヒヤリハット事例は必ず教職員で情報共有するとともに、検証して事故防止の徹底に努める。
緊急対応事案※は所管する教育委員会へ報告する。

※教育委員会へ報告する緊急対応事案とは、アナフィラキシー症状等のアレルギー症状が発症し医療機関を受診した事案のこと

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用） 徳島県版について

アレルギー疾患の児童生徒に対する取組を進めるためには、個々の児童生徒について症状等の特徴を正しく把握することが前提となります。

そのひとつの手段として「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）徳島県版」を用いて、学校が必要な情報を把握し、実際の対応につなげていくことが大切です。

「学校生活管理指導表」は個々の児童生徒についてのアレルギー疾患に関する情報を、主治医・学校医に記載してもらい、保護者を通じて学校に提出されるものです。

学校生活管理指導表の配布・提出依頼

アレルギー疾患のある児童生徒を把握し、学校における配慮や管理が必要な児童生徒の保護者に対して学校生活管理指導表の提出を求める。

要配慮・要管理の場合は毎年の提出依頼

学校生活管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。

記載する医師には、病状・治療内容や学校生活上の配慮などの指示が変改する場合、向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらう。

（大きな病状の変化があった場合はこの限りではない。）

主治医等による記載・学校への提出

保護者は学校の求めに応じ、主治医等に記載してもらい、学校に提出する。

（原則1人の児童生徒について1枚提出）

主治医等の指示にもとづいた対応

学校は、主治医等が記載した学校生活管理指導表にもとづき、保護者と協議し、学校での対応を行う。

緊急時対応・一括管理

学校は、提出された学校生活管理指導表を、個人情報の取扱いに注意するとともに、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括管理する。

詳細情報の提出・総合した活用

校内アレルギー疾患対応委員会等で個別の取組プランを決定し、全教職員に周知するとともに、情報を共有する。

保護者へ内容の確認及び説明をする。



学校生活管理指導表の内容は、日常及び緊急時の対応に役立てること。

学校生活管理指導表は重要な個人情報に記載されているため、学校での管理は十分に注意する。

学校生活管理指導表の取り扱いについて、保護者及び児童生徒に説明し、事前に同意を得ておく。

緊急時に対応できるよう、教職員全員が情報を共有しておく。

名前 _____ 性別 _____ 年齢 _____ 学年 _____ 学校 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳) _____ 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病型・治療		病型・治療		病型・治療		病型・治療		病型・治療			
A 重症度分類(発作型) 1 間欠型 2 軽症持続型 3 中等症持続型 4 重症持続型 B-1 長期管理薬(吸入薬) 1 ステロイド吸入薬 2 吸入ベータ2刺激薬 3 吸入抗アレルギー薬 (「インタール [®] 」) 4 その他 () B-2 長期管理薬(内服薬・貼付薬) 1 テオフィリン徐放製剤 2 ロイコトリエン受容体拮抗薬 3 ベータ2刺激内服薬・貼付薬 4 その他 ()		C 急性発作治療薬 1 ベータ2刺激薬吸入 2 ベータ2刺激薬内服 D 急性発作時の対応 (自由記載)		A 運動(体育・部活動等) 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 3 かかりつけ医と相談し決定 B 動物との接触での活動 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定 3 アレルギーが強いため不可 動物名() 4 かかりつけ医と相談し決定 C ホコリ等の環境での活動 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定 3 アレルギーが強いため不可 4 かかりつけ医と相談し決定		D 宿泊を伴う校外活動 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定 3 かかりつけ医と相談し決定 E その他の配慮・管理事項 (自由記載)		★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名 記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 印 医療機関名 _____		緊急時連絡先	
病型・治療 A 重症度のめやす(厚生労働科学研究班) 1 軽症: 面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる。 2 中等症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3 重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4 最重症: 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 ※軽度の皮疹: 軽度の紅斑・紅斑、丘疹、ひらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 ※強い炎症を伴う皮疹: 紅斑、紅斑、丘疹、ひらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 B-1 常用する外用薬 1 ステロイド軟膏 2 タクロリムス軟膏 (「プロトピック [®] 」) 3 保湿剤 4 その他 () B-2 常用する内服薬 1 抗ヒスタミン薬 2 その他 () C 食物アレルギーの合併 1 あり 2 なし		A プール指導 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 3 かかりつけ医と相談し決定 B 長時間の紫外線下での活動 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 3 かかりつけ医と相談し決定 C 動物との接触での活動 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定 3 アレルギーが強いため不可 動物名() 4 かかりつけ医と相談し決定		D 発汗後 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定 3 夏季シャワー浴 (学校施設で可能な場合) E その他の配慮・管理事項 (自由記載)		記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 印 医療機関名 _____		学校生活上の留意点			
病型・治療 A 病型 1 慢性アレルギー性結膜炎 2 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3 春季カタル 4 アトピー性角結膜炎 5 その他 ()		B 治療 1 抗アレルギー点眼薬 2 ステロイド点眼薬 3 免疫抑制点眼薬 4 その他 ()		A プール指導 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 3 プールへの入水不可 4 かかりつけ医と相談し決定 B 屋外活動 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 3 かかりつけ医と相談し決定		D 発汗後 1 配慮不要 2 保護者と相談し決定 3 夏季シャワー浴 (学校施設で可能な場合) E その他の配慮・管理事項 (自由記載)		記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医師名 _____ 印 医療機関名 _____		学校生活上の留意点	
病型・治療 A 病型 (あり・なし)		B 治療 (あり・なし)		A プール指導 (あり・なし)		D 発汗後 (あり・なし)		学校生活上の留意点			

学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

<p>緊急時連絡先</p> <p>★保護者 電話: _____</p> <p>★連絡医療機関 医療機関名 _____</p> <p>電話: _____</p>		<p>★保護者 電話: _____</p>	
<p>学校生活上の留意点</p> <p>保護者と相談し決定するものに○ (○のないものは管理・配慮不要)</p> <p>A 給食 B 食物・食材を扱う授業・活動 C 運動(体育・部活動等) D 宿泊を伴う校外活動</p> <p>保護者と相談する内容等 (具体的に)</p>		<p>記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医師名 _____ 印</p> <p>医療機関名 _____ 印</p>	
<p>病型・治療</p> <p>B アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載)</p> <p>1 食物(原因) 2 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3 運動誘発アナフィラキシー 4 昆虫 5 医薬品 6 その他(_____)</p>		<p>診断根拠</p> <p>※1 _____</p> <p>※2 出現したことの症状</p> <p>① ショック ② 咳・喘鳴・呼吸困難 ③ 腹痛・嘔吐 ④ 全身の皮膚症状 ⑤ 局所の皮膚・粘膜症状 ⑥ 下痢 ⑦ アトピー性皮膚炎の悪化 ⑧ 未採取のため不明 ⑨ その他(_____)</p>	
<p>A 食物アレルギー病型 (食物アレルギーありの場合のみ記載)</p> <p>1 即時型(じんましん・ぜんそく・ショック) 2 口腔アレルギー症候群 3 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 4 その他(_____)</p>		<p>出現したことの症状</p> <p>※1 _____</p> <p>※2 出現したことの症状</p> <p>① ショック ② 咳・喘鳴・呼吸困難 ③ 腹痛・嘔吐 ④ 全身の皮膚症状 ⑤ 局所の皮膚・粘膜症状 ⑥ 下痢 ⑦ アトピー性皮膚炎の悪化 ⑧ 未採取のため不明 ⑨ その他(_____)</p>	
<p>C 原因食物・診断根拠・出現症状・重症度・運動誘発の有無</p> <p>・該当する食品の番号に○をし、かつ診断根拠に該当する番号を全て記載</p> <p>・出現したことの症状は該当番号を全て記載</p> <p>・重症度と運動誘発は該当する箇所○をする</p>		<p>重症度</p> <p>加工品 _____ 不可 運動誘発 _____ 不可</p>	
<p>原因食物</p> <p>1 鶏卵 2 牛乳・乳製品 3 小麦 4 ソバ 5 ビーナッツ 6 種実類・木の实類(_____) 7 甲殻類(IE・た)(_____) 8 果物類(_____) 9 魚類(_____) 10 肉類(_____) 11 その他1(_____) 12 その他2(_____)</p>		<p>診断根拠</p> <p>※1 _____</p> <p>※2 出現したことの症状</p> <p>① ショック ② 咳・喘鳴・呼吸困難 ③ 腹痛・嘔吐 ④ 全身の皮膚症状 ⑤ 局所の皮膚・粘膜症状 ⑥ 下痢 ⑦ アトピー性皮膚炎の悪化 ⑧ 未採取のため不明 ⑨ その他(_____)</p>	
<p>アナフィラキシー (あり・なし)</p> <p>食物アレルギー (あり・なし)</p>		<p>記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医師名 _____ 印</p> <p>医療機関名 _____ 印</p>	
<p>D 緊急時に備えた処方薬</p> <p>1 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2 アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3 その他(_____)</p>		<p>血液検査 ※実施している場合のみ記入 (平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日)</p> <p>1. 総IgE: _____ U/L 2. 抗原特異的IgE(CAP-RAST) 卵白: _____ UA/ml オボムコイド: _____ UA/ml 牛乳: _____ UA/ml 小麦: _____ UA/ml ω5グリアジン: _____ UA/ml (): _____ UA/ml (): _____ UA/ml (): _____ UA/ml (): _____ UA/ml</p>	
<p>病型・治療</p> <p>A 病型</p> <p>1 通年性アレルギー性鼻炎 2 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春・夏・秋・冬</p> <p>B 治療</p> <p>1 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服)(とん服、長期使用) 2 鼻噴霧用ステロイド薬 3 その他(_____)</p>		<p>E その他の配慮・管理事項 (自由記載)</p>	
<p>学校生活上の留意点</p> <p>A 屋外活動 1 管理不要 2 保護者と相談し決定 3 かかりつけ医と相談し決定</p> <p>B その他の配慮・管理事項 (自由記載)</p>		<p>記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医師名 _____ 印</p> <p>医療機関名 _____ 印</p>	

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校医を含めた教職員全員で共有することに同意しますか。

1. 同意する 2. 同意しない 保護者署名: _____ 印

学校におけるアレルギー疾患対応委員会の設置

校長を責任者とし、関係者で組織するアレルギー疾患対応のための委員会を校内に設置します。アレルギー疾患対応委員会では、児童生徒のアレルギーに関する情報を集約し対応を協議、決定します。危機管理体制を構築して、各関係機関との連携や具体的な対応訓練、教職員等の研修を実施します。

目的・構成員

- アレルギー疾患を有する児童生徒に対して、学校における適切な対応を検討し、教職員が共通理解を図り、安全な学校生活を目指す。
- 個々の児童生徒に対応した個別の取組プランを作成し、それに基づいた対応が図れるよう、校内で研修等を行う。

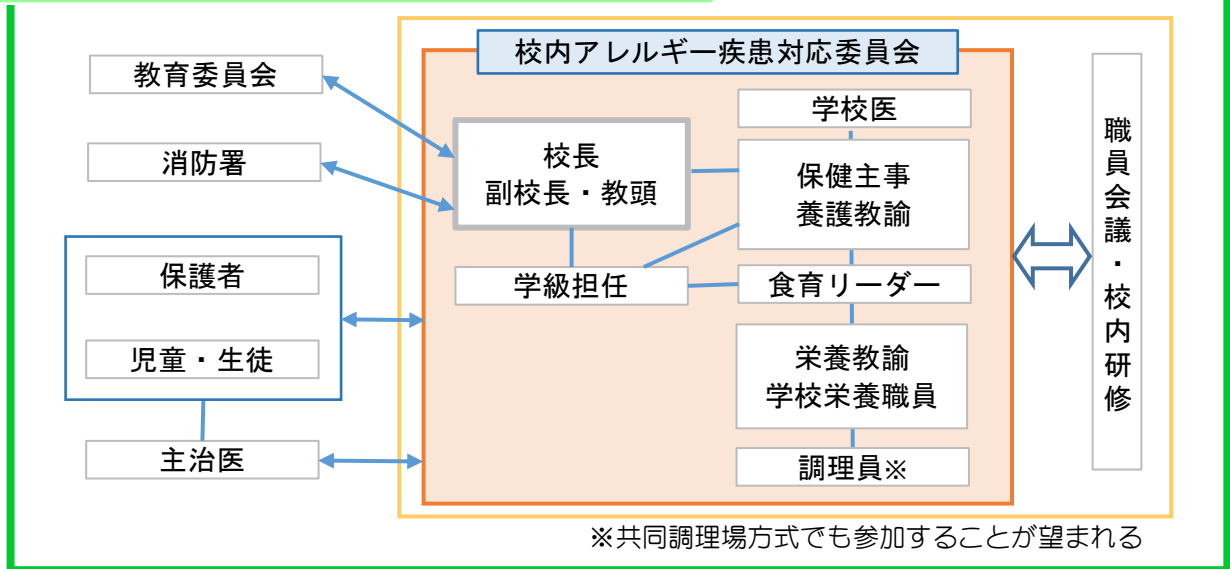
構成員（例）

校長、副校長、教頭、学校医、保健主事、養護教諭、学級担任、食育リーダー、栄養教諭、学校栄養職員、調理員等

役割

- 学校におけるアレルギー疾患対応方針の決定
学校に応じた基本方針の決定、ルールやマニュアル等の協議・決定
- アレルギー疾患のある児童生徒の把握
アレルギー疾患調査等の実施
- 児童生徒のアレルギー疾患に関する情報の集約
面談対象者、聴取内容等の検討
- 児童生徒の学校におけるアレルギー疾患対応プランの協議・決定
- 学校における危機管理体制の構築と関係機関との連携
- 学校におけるアレルギー疾患対応訓練・研修会の企画及び実施
- 学校におけるアレルギー疾患対応の定期的な評価と見直し
- 緊急時対応事案（事故）及びヒヤリハット事例の把握と改善策の検討
緊急時対応事案及びヒヤリハット等の発生時には、すべての事例等の情報共有と、改善策等を検討
- 事故の教育委員会への報告
- 委員会の年間計画
検討事項、確認事項をまとめ、年間計画を作成

校内アレルギー疾患対応委員会（例）



委員の役割分担（例）

管理職 （校長等）

- ・対応の総責任者（委員長）
- ・個別の取組プランの最終決定及び教職員へ共通理解を図る
- ・組織が機能するよう体制整備、関係機関と連携を図る
- ・保護者との面談時等で学校の対応方針を説明する

学校医

- ・医学的見地から学校を支援する
- ・専門的な立場から、健康相談や保健指導を行う
- ・アレルギー疾患に関する研修会での講義や指導を行う

保健主事

- ・アレルギー疾患対応委員会の開催にあたる
- ・組織的に対応するため、連絡調整や関係機関との連携を図る
- ・アレルギー疾患を有する児童生徒の実態把握と職員との連携を図る

養護教諭

- ・アレルギー疾患を有する児童生徒の実態把握と個別の取組プラン、緊急時の対応等の立案にあたる
- ・主治医、学校医、医療機関と連携を図り、応急処置や緊急連絡先等の確認をする

学級担任

- ・アレルギー疾患を有する児童生徒の実態と個別の取組プラン、緊急時の対応等を把握する
- ・他の児童生徒に対してアレルギー疾患を正しく理解させる

食育リーダー

- ・食物アレルギー疾患を有する児童生徒の実態把握と、教職員への共通理解を図る
- ・学級担任や栄養教諭等と協力し、本人や児童生徒への指導を行う

栄養教諭 学校栄養職員 調理員

- ・食物アレルギー疾患を有する児童生徒の実態把握と、個別の取組プランの立案にあたる
- ・安全な給食の提供体制の構築を図る
- ・マニュアルや個別の取組プランにもとづき、給食管理をする

学校においてアレルギー疾患対応を行うためには、学校の方針に基づき、全教職員の共通理解のもとに進める必要があります。また、緊急時に教職員誰もが適切な対応ができるように、役割を明確にし、各教職員がそれを理解し習熟しておかなければなりません。学校は、そのための方策（研修やシミュレーション）を考え実践し、担当者が不在時でも他の教職員が対応できるようにしておきます。

共通理解・校内研修

個別の支援プランや緊急時対応プラン、学校生活管理指導表、啓発用リーフレット等を活用して、保護者の了解のもと、教職員全体で共通理解を深める。研修内容は保護者にも伝える。また、プライバシーの保護に十分配慮する。

共通理解・校内研修の内容（例）

- （例）
- ・ 基本的な緊急時対応物品（A E D、担架等）設置場所の確認
 - ・ 学校のアレルギー疾患対応方針、ガイドラインについて
 - ・ 児童生徒の病態や発症時の対応について
 - ・ 緊急時の対応、緊急時のシミュレーション、教職員の役割の確認
 - ・ 学校生活における留意点について
 - ・ 給食の原因食物の除去対応等について
 - ・ 薬剤使用時の留意点について
 - ・ 緊急時連絡先、医療機関連絡先について
 - ・ 「エピペン®」携帯者がいる場合は、保管場所や使用手順、使用するタイミング等（啓発用リーフレット、エピペン®練習用トレーナー等を活用した研修）

校内研修の進め方

全ての教職員がアレルギー疾患やアナフィラキシーについて正しい知識をもち、エピペン®を正しく扱えるよう実践的な研修を定期的実施する。

○研修内容

研修を実施する際には、「学校におけるアレルギー疾患対応資料（D V D）」（平成27年3月文部科学省）、エピペン®練習用トレーナー等を活用する。

○研修時期

年度始めには、必ず教職員全員の共通理解を図る。学校給食がある場合は給食開始までに行う。

児童生徒の状態が変わったとき、ヒヤリハット事例があったときは、必ず報告し、教職員全員で共通理解を図る。

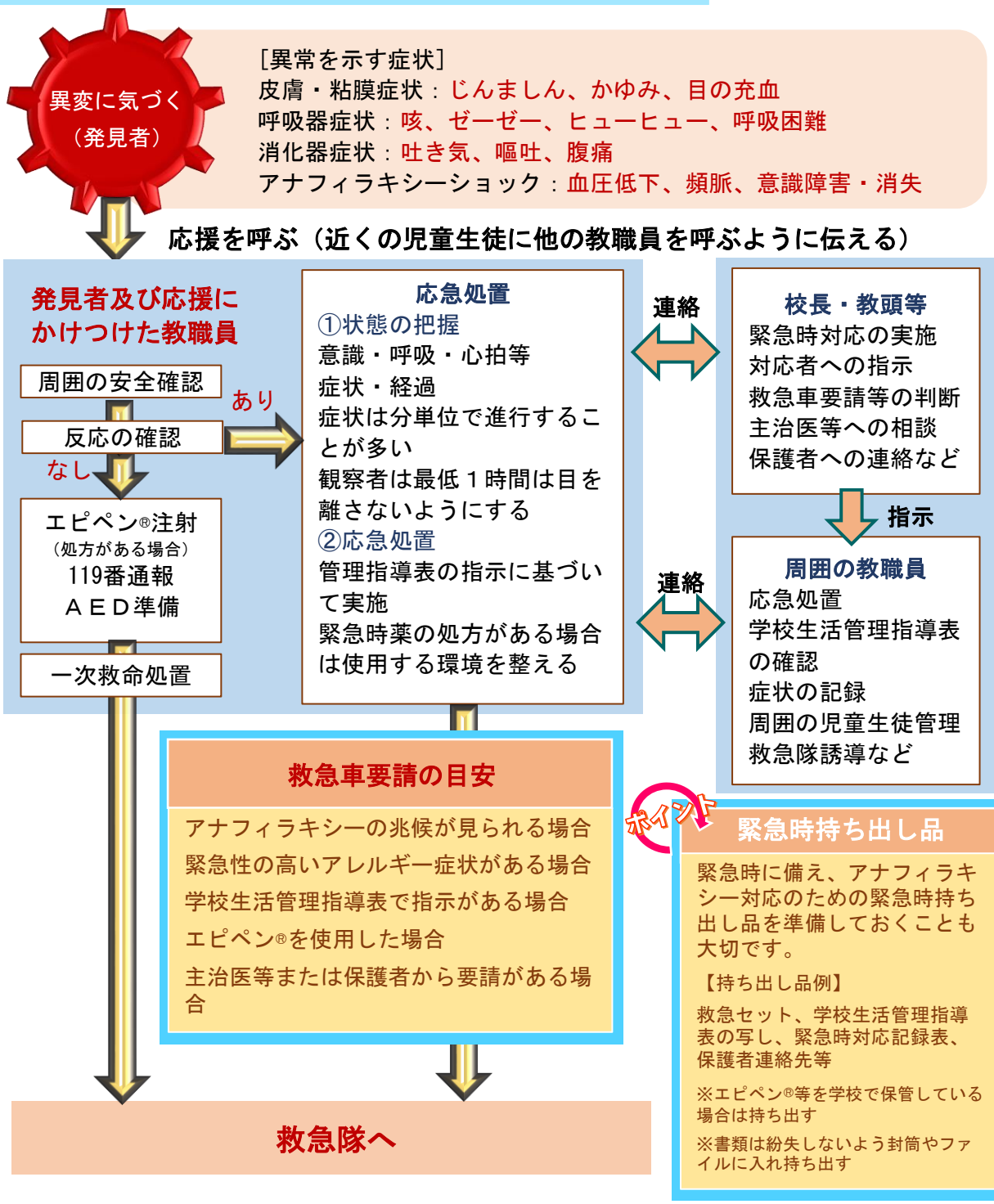
宿泊行事、校外行事の前など、必要に応じて研修を行う。

事前に確認しておくべき緊急時の対応について

アレルギー疾患には、食物アレルギーや気管支ぜん息等のように緊急の対応を要する場合があります。特にアナフィラキシーでは、短時間で重篤な症状に至ることがあります。

どのような場合でも、教職員の誰もが適切な対応がとれるよう、教職員全員で情報を共有し準備をしておきます。

アナフィラキシー症状のある場合の対応（例）



研修資料・情報

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン

発行：日本学校保健会 監修：文部科学省 平成20年3月

第1章 総論

- すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境作りをめざして
- アレルギー疾患とその取り組み
- 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に基づく取り組み

第2章 疾患各論

- 気管支ぜん息
- アトピー性皮膚炎
- アレルギー性結膜炎
- 食物アレルギー-アナフィラキシー
- アレルギー性鼻炎



生活管理指導表に基づいた学校での取組プランや、緊急時対応マニュアル作成等の参考資料

学校給食における食物アレルギー対応指針

発行：文部科学省 平成27年3月

大原則

I チェック表（原則として押さえるべき項目）

- ①食物アレルギー対応委員会
- ②対応申請の確認から対応開始まで
- ③献立の作成
- ④給食提供
- ⑤教室での対応

II 解説（チェック項目に挙げられている各項目の解説）

III 総論（I及びIIを実践する上での参考資料）

文科省としての指針

食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアル等を作成する際の参考となる



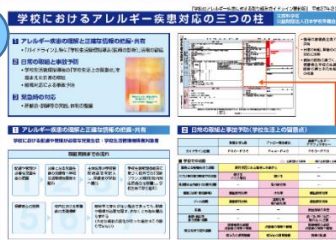
アレルギー疾患対応資料

平成27年3月 文部科学省より配布

- 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版（文部科学省・日本学校保健会）
- 学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）（文部科学省・日本学校保健会）
- エピペン練習用トレーナー（ファイザー株式会社）
- エピペン練習用トレーナー紹介チラシ（ファイザー株式会社）

校内研修会や職員会議等で活用できる教職員研修用教材

表



裏



Q&A

Q 研修資料等は、どこで入手できますか。

A 上記の資料等については、各学校へ配布されています。文部科学省のホームページにも資料や動画が掲載されています。校内研修では、シミュレーション研修を取り入れる等、実際の緊急時に対応できるよう内容になるよう工夫してください。

第8章 食物アレルギーへの対応

1 学校給食における食物アレルギー対応の考え方

(1) 対応の根拠

学校給食における食物アレルギー対応は、財団法人日本学校保健会発行の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づいて行う。

(2) 体制整備

食物アレルギーを有する幼児児童生徒の有無にかかわらず、学校及び調理場の施設整備や人員配置の実態を踏まえ、管理職が中心となって、対応についての一定の方針を定めておく。また、学校給食での新規発症の事例もあることから、緊急時対応に備えた体制整備や研修を行う。

学校給食での管理を求める幼児児童生徒の保護者に対しては、対応は医師の診断と指示に基づくことを告げ、医師の記載した「学校生活管理指導表」（以下「管理指導表」という。）の提出を求める。症状等に変化が見られなくても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも毎年提出を求める。

対応にあたっては、校内委員会を設け、幼児児童生徒の個別対応プランを作成して組織的に対応するとともに、保護者に詳細な情報提供を求め、学校の対応に対する理解を得る。

(3) 給食提供

安全性を最優先し、学校及び調理場の実態に合った無理のない提供を行う。教職員が食物アレルギーについて正しい知識を身に付け、組織的に対応する。

2 学校給食における食物アレルギーの対応の流れ

入学時・進級時・転入時・新規発症時

- ① 「管理指導表」と保護者からの事前調査票の提出を依頼する。
- ② 個別面談（保護者・管理職・栄養教諭／学校栄養職員・養護教諭・学級担任）により保護者と情報を共有し、学校の対応体制を説明する。
- ③ 栄養教諭／学校栄養職員等が面談調書を作成する
- ④ 面談調書をもとに、学校長（単独調理場）または学校長から依頼を受けた共同調理場長（共同調理場）が、対応実施を決定する。
- ⑤ 学校長・共同調理場長・栄養教諭／学校栄養職員・養護教諭・学級担任・給食担当教諭等・学校給食調理員・（教育委員会担当者・学校医・主治医）による対応委員会を設置し、対象幼児児童生徒ごとの対応を検討・決定する。
- ⑥ 市町村教育委員会は、対応内容を確認し環境整備や指導を行う。
- ⑦ 決定事項をもとに、個別に「取り組みプラン」を作成する。学校長は、保護者に対応の詳細について了承を得、プランの内容を全教職員に周知徹底する。

対応開始

※ 定期的に対応を評価し、見直しを行う。症状の軽症化によっては、医師と相談しながら見直しを検討する。また、保護者と幼児児童生徒に個別指導を行う。

3 食物アレルギーによる緊急時の対応

(1) アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛やおう吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーという。

その中でも血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼ぶ。直ちに対応しないと生命に関わる重篤な状態である。

(2) 緊急性の高いアレルギー症状

全身の症状

ぐったり 意識低下～消失 失禁 脈が触れにくいまたは不規則

呼吸器の症状

喉や胸が締め付けられる 声枯れ 犬の遠吠えのような咳
強い咳き込み ゼーゼーする呼吸（ぜん息と区別できない場合を含む）

消化器の症状

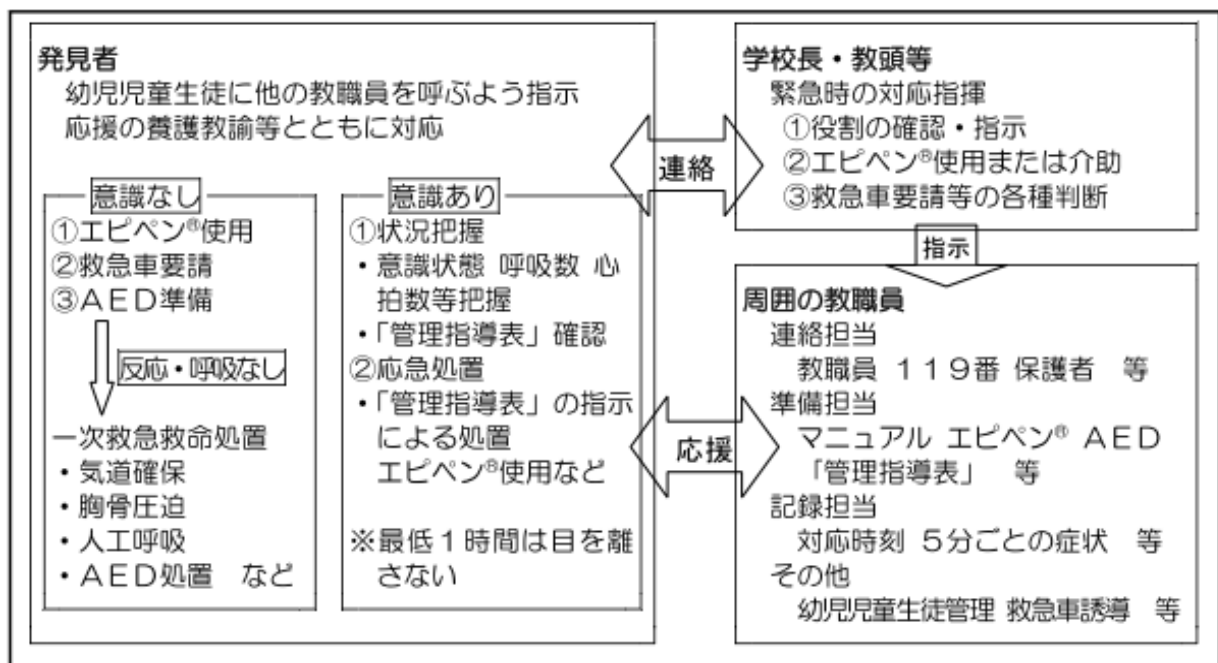
強い腹痛（がまんできない） 繰り返す嘔吐、下痢

◎片時も目を離さず迅速に対応し、一つでもあてはまればエピペン[®]使用。

◎足を頭より高く上げた体位で寝かせ、おう吐に備えて顔を横に向ける。

◎早期（判断は5分以内）にエピペン[®]を使用し、救急車を要請する。

(3) アナフィラキシー発症時の緊急対応例



事故（緊急対応事案）及びヒヤリハット事例の情報共有

学校において、アレルギー症状が発症し、事故（緊急対応事案）及びヒヤリハット事例が発生した場合は、必ず教職員で情報を共有して今後の対応や事故防止につなげます。

※ヒヤリハット事例とは、事故には至らなくても、場合によっては事故に直結したかもしれない事例のこと

情報の共有

全ての事故（緊急対応事案）及びヒヤリハット事例は、全てを必ず管理職に報告します。そして、学校内でそれらの情報を共有し、アレルギー疾患対応委員会等において検証及び対策の検討をし、事故防止の徹底に努めることが重要です。



事案・事例の報告と検討

アレルギー疾患対応委員会等で、事故（緊急対応事案）及びヒヤリハット事例について状況を確認し、今後の対応や事故防止等について検討を行います。

- 情報把握の徹底を図る。
- 学校生活管理指導表に基づいた対応の徹底を図る。
(学校生活管理指導表の提出がない場合は提出を求める)
- 学校における対応、事故防止の対策を検討し、教職員で共通理解を図る。
- 学校全体で緊急時の対応を強化し、エピペン®使用を含めた研修を行う。

教育委員会への報告

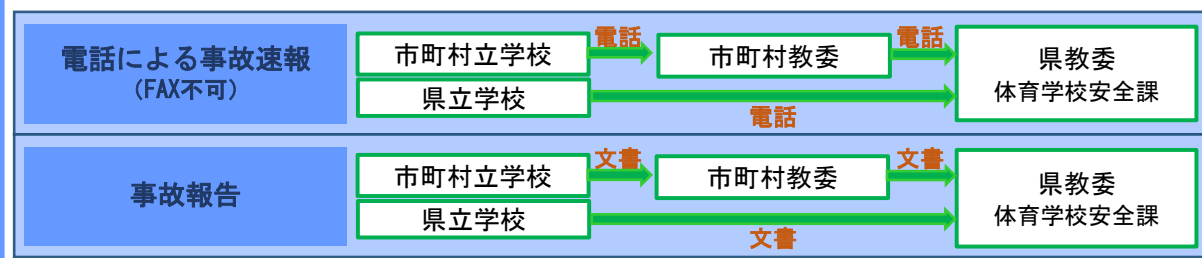
事故（緊急対応事案）報告

学校において、アナフィラキシー症状等のアレルギー症状が発症し、医療機関を受診した場合は、必ず教育委員会へ報告し、情報を共有して事故防止につなげます。

【速報】 まず、「アレルギーに関する事故速報」の内容について、学校は電話にて教育委員会へ報告します。

【報告】 児童生徒の状況、今後の対応等を確認の上、「事故報告書」様式にて、学校は教育委員会へ報告します。

【報告先】 市町村立学校→市町村教育委員会→県教育委員会 体育学校安全課
県立学校→県教育委員会 体育学校安全課



アレルギーに関する事故速報

電話にて報告（FAX不可）

1 報告者

校名		職名		氏名	
連絡先					

2 事故者・状況

氏名		性別	男・女	学年	
日時	平成 年 月 日	午前・午後	時 分頃		
場所					
活動	<input type="checkbox"/> 運動中（内容： ） <input type="checkbox"/> 運動後（内容： ）				
時間帯	<input type="checkbox"/> 登校後 <input type="checkbox"/> 教科等（ ） <input type="checkbox"/> 休み時間 <input type="checkbox"/> 昼休み <input type="checkbox"/> その他（ ）				
症状	<input type="checkbox"/> 発赤・蕁麻疹 <input type="checkbox"/> 痒み <input type="checkbox"/> 口唇・眼・顔の腫れ <input type="checkbox"/> 吐き気・嘔吐・下痢・腹痛 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 喘鳴 <input type="checkbox"/> 呼吸困難 <input type="checkbox"/> チアノーゼ <input type="checkbox"/> ぐったりしている <input type="checkbox"/> 意識低下				
アレルギーの既往	あり（原因物質等 ） ・ なし				
状況と対応					
搬送先		入院の有無	有（入院 日） ・ 無		

平成 ○○○第 年 月 日 号

○○○教育委員会教育長 殿

○○○立 学校
校 長 印

事 故 報 告 書

- 1 事故の種類 (一般事故, 交通事故の別を記入する)
- 2 事故発生の年月日, 時刻 (授業中, 登下校中, 休業日等の別を記入する)
- 3 事故者 (学年, 氏名, 性別, 年齢, 生年月日, 保護者との続柄, 住所)
- 4 保護者 (氏名, 住所)
- 5 事故の概要
 - (1) 事故発生の場所 (略図も示す)
 - (2) 事故の内容 (可能な範囲で詳しく書く)
 - (3) 学校のとった措置 (時間の経過に沿って具体的に書く)
- 6 事故者の概要
 - (1) 性格の傾向
 - (2) 学習状況 (学習に対する意欲・程度を記入し, 具体的な成績, 順位は記入しない)
 - (3) 生活態度
 - (4) 家庭状況 (教育に関する関心等も含める)
- 7 学校の指導と今後の措置
 - (1) 従来とってきた指導内容
 - (2) 本人または本件に対する今後の措置
 - (3) 今後の指導

内服薬（抗ヒスタミン・ステロイド）、吸入薬等

アレルギー疾患に対する内服薬として、抗ヒスタミン薬やステロイド薬があり、処方されている場合があります。

これらの薬は服用後、効果が現れるまでに時間がかかります。

アナフィラキシーショックなどの緊急を要する重篤症状の場合は、アドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）を早い段階で使用することが大切です。

アドレナリン自己注射薬（エピペン®）

アナフィラキシーを起こす可能性が高く、万一の場合に対し、事前に医師が処方するアドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）です。

過去にアナフィラキシーショックの既往がある者で、症状の進展が早い者、致死的なアナフィラキシーを経験している者、近隣の医療機関が遠く、緊急時対応できない者等などに処方されます。

アドレナリン自己注射薬（エピペン®）の保管・携帯

○有効成分（アドレナリン）は光に分解しやすいため携帯ケースに収めた状態で保管・携帯する。

○15～30℃で保管することが望ましいため、冷蔵庫などの冷所には置かない。

○プラスチック製のため、硬いところに落とす等で破損する可能性がある。

○飛行機内に持ち込む場合は、所持品検査トラブルを防ぐためにも事前の連絡をしておくことが望ましい。

○注射器の窓から見える薬剤が変色していたり、沈殿物が認められたりしないか定期的に確認し、認められた場合は速やかに新しい製品の処方を受けるようにする。

ファイザー株式会社エピペンガイドブックより引用

※使用期限についても定期的に確認し、期限切れのないようにする。

アドレナリン自己注射薬（エピペン®）の使い方

○「9 緊急時対応フローチャート」を参照に、どのような場合でも、教職員の誰もが対応がとれるよう、準備をしておく。

Q&A

Q エピペン®は学校で購入して置いておくことができますか。

A 医師が患者個人に処方する処方薬です。処方を受けた個人が所持携帯し、使用するものです。学校で購入することはできません。

処方薬（医療用医薬品）の管理・使用について

医師から処方された薬を学校に持参する場合があります。処方薬については、児童生徒本人が携帯・管理することが基本です。所持や管理、使用等について教職員が理解しておくことが大切です。

教職員が児童生徒に処方薬を使用する行為は、医療行為に当たるので行うことはできないとされています。

エピペン® の注射も法的には「医療行為」にあたりますがアナフィラキシー症状などの救命現場に居合わせた教職員が、自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にはなりません。

平成21年7月30日付け21ス学健第3号 「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について
平成21年7月7日付け医政医発第0707第2号及び平成21年7月6日付け21ス学健第9号 医師法第17条の解釈について
平成25年11月27日付け医政医発1127第1号及び平成25年11月13日付け25ス学健第17号 医師法第17条の解釈について

アドレナリン自己注射薬（エピペン®）の管理について

アナフィラキシー症状時に速やかに使用するためには、児童生徒本人が携帯管理し、使用することが基本です。

緊急時に自己対応できない場合に備え、エピペン® の管理・使用について、学校、教育委員会は、保護者、本人、主治医、学校医、学校薬剤師等と十分な協議を行っておく必要があります。

学校が本人に代わって管理を行う場合には、学校の実状に応じて、主治医・学校医・学校薬剤師等の指導の下、保護者と十分に協議し、その方法を決定します。

【管理にあたっての確認事項】

○学校が対応可能な事項と保護者が行う事項 ○学校での支援体制 など

Q&A

Q どのタイミングでエピペン®を使用したらいいのですか。

A 緊急対応のフローチャートを参照に、緊急性が高いアレルギー症状に1つでもあてはまる場合は直ちに使用します。

主治医より使用について指示のある場合もあるので、医師の指示（学校生活管理指導表）に基づいて対応します。

主治医との連携及び緊急時の対応訓練を行っておく必要があります。

Q&A

Q アレルギー疾患対応用に内服薬が処方されている場合、服用時にもエピペン®は使用できますか。

A アレルギー疾患対応用に、内服薬とエピペン® の両方が処方されている児童生徒に対しては、あらかじめ両方使用することができるか、緊急時の対応も含め、医師の指示を確認しておきます。

アレルギー症状あり

発見者が行うこと

- ①子供から目を離さない
- ②助けを呼び、人を集める
- ③処方薬(あればエピペン®・内服薬等)、AEDを持ってくるよう指示する

救急車要請の目安

- アナフィラキシーの兆候が見られる場合
- 緊急性の高いアレルギー症状がある場合
- 学校生活管理指導表で指示がある場合
- エピペン®を使用した場合
- 主治医等または保護者から要請がある場合

緊急性が高いアレルギー症状はあるか

5分以内に判断する

全身症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいまたは不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器症状

- 喉や胸が締めつけられる
 - 声がかすれる
 - 息がしにくい
 - 犬が吠えるような咳
 - 持続する強い咳き込み
 - ゼーゼーする呼吸
- (ぜんそく発作と区別できない場合を含む)

消化器症状

- 持続する強い腹痛
- 繰り返し嘔吐

上記のうち、1つでもあてはまる症状があるか

ある

ない

緊急性の高い場合の対応

- ①エピペン®処方されている場合は、ただちにエピペン®を使用 ※使用については右頁を参照
- ②救急車を要請(119番)
- ③その場で安静(安静を保つ体位)
- ④その場で救急隊を待つ
(立たせたり歩かせたりしない!)
- ⑤可能なら内服薬を服用 ※処方されている場合

エピペン®使用后、症状の改善がない
反応がなく、呼吸がない

心肺蘇生を行う

処方薬がある場合は服用等
(エピペン®の処方あれば準備しておく)

保健室又は安静にできる場所
へ移動(安静を保つ体位)

子供のそばを離れず、5分ごとに症状観察、記録
緊急性の高いアレルギー症状に注意し、出現した場合は、
緊急時の対応

安静を保つ体位

ぐったり・もうろうとしている場合



血圧が低下している可能性があるため、あお向けで足を15～30cm高くする

呼吸苦しくあお向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろによりかからせる

吐き気・おう吐のある場合




おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける


アドレナリン自己注射薬（エピペン®）の使い方

エピペン®を使用すべき症状が出た時には、すぐにエピペン®を太ももの前外側に注射し、救急車を呼ぶ

使用前 → **使用后**



使用時には青色の安全キャップを取り外す
使用前も使用后も針は露出されない




実物はケースに入っている
使用時はキャップを開けて取り出す

準備

1 ケースから取り出す

2 利き手でグーで握り、もう片方の手で青色の安全キャップを外す

エピペン®は練習用トレーナーでないことを確認

注射

3 太ももの外側に注射
「カチッ」と音がするまで押しあて、そのまま5つ数える

衣服の上からも打てる
ポケットに何も入っていないことを確認!!
衣服の縫い目がないことを確認!!




太ももの前外側以外には注射しない
エピペン®は振り下ろさない

注
エピペン®は1度注射すると、再度注射しても薬剤が放出しない仕組みになっているため、手順に従って確実に注射できるようにする

本人が注射できない場合、その場にいる教職員等が対応


介助者がいない場合

注射時に投与部位が動くと、注射部位が破損したり、針が曲がって抜けなくなったりする恐れがあるので、投与部位をしっかり押さえるなど注意する



介助者がいる場合

介助者がいる場合は、子供の太ももの付け根と膝を動かさないよう押さえる



確認

4 オレンジ色のニードルカバーが伸びていることを確認する



オレンジ色のニードルカバーが伸びていない場合は、注射が完了していない
再度①～③の手順で注射する

片付け

5 先端のオレンジ色のニードルカバーを下にしてケースに入れる
使用済みのエピペン®は青色安全キャップとともに病院に携行し、使用したことを伝える



注射後はオレンジ色のニードルカバーが伸びているためケースのふたは閉まりません



救急車(119番)要請のポイント

あわてず、落ち着いて、正確な情報を伝えます



119番です
火事ですか？
救急ですか？

救急車要請であることを伝える

「救急です」



住所は
どこですか？

学校名と住所を伝える

(学校名)

学校です

(住所)

です



どうしましたか？

いつ、誰が、どうして、どのような状態なのか伝える

いつ

だれが

どうして

どのような状態か

※エピペンの処方、使用の有無も伝える

エピペンは(持っている・持っていない)

エピペンは()時()分に打ちました



あなたの
氏名と連絡先を
教えてください

通報者の氏名と連絡先を伝える

通報後も連絡のつく電話番号を伝える

※必要に応じて救急隊が到着するまでの手当等を聞く



関係者・保護者等へ救急車要請したことを連絡する

救急車の誘導を手配する